［略］
［略］
［略］
9　恩給経理官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
［一～三　略］
10　恩給審査官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
一　恩給を受ける権利の裁定に関すること（次項及び第十二項に規定するものを除く。）。
二　恩給の原書の整理及び保管に関すること。
11　恩給審理官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち恩給に関する審査請求及び訴訟に関する事務を助ける。
12　恩給相談官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち恩給に関する相談に関する事務を助ける。
13　恩給支給官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち恩給の支給に関する事務（第九項第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二項に規定するものを除く。）を助ける。
［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
14　情報処理調整官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
一　恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
二　恩給の統計に関すること。
（企画官）
第七十六条　本省に、企画官二人を置く。
［2　略］
（研究開発課の所掌事務）
第九十八条　研究開発課は、統計技術の研究に関する事務（統計技術向上支援課及び新規情報活用技術研究官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（研修企画課の所掌事務）
第二百条　研修企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一・二　略］
三　研修を受ける者の統計研究研修所への入所及び退所、修業その他身分取扱いに関すること。
［四・五　略］
六　統計の作成及び施策の立案を支援するために必要な知識及び技能を修得させるため、所定の研修の課程を修了した者の情報の管理に関すること。
（新規情報活用技術研究官の職務）
第二百一条　新規情報活用技術研究官は、統計の作成に必要な多様かつ大量の情報、行政記録情報（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第十項に規定する行政記録情報をいう。）その他の情報の適正かつ効果的な活用に関する技術の研究をつかさどる。

［同上］
［同上］
［同上］
10　恩給経理官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
［一～三　同上］
11　恩給審査官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち恩給を受ける権利の裁定に関する事務（次項及び第十二項に規定するものを除く。）を助ける。
［新設］
12　恩給審理官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち恩給に関する審査請求及び訴訟に関する事務を助ける。
13　恩給相談官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち恩給に関する相談に関する事務を助ける。
14　恩給支給官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
一　恩給の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関すること。
二　恩給を受ける権利の消滅に関する事務の処理に関すること。
三　恩給の未支給金の処理に関すること。
四　恩給を担保とする貸付けに関すること。
15　情報処理調整官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。
［新設］
（企画官）
第七十六条　本省に、企画官一人を置く。
［2　同上］
（研究開発課の所掌事務）
第九十八条　研究開発課は、統計技術の研究に関する事務をつかさどる（統計技術向上支援課及び新規情報活用技術研究官の所掌に属するものを除く。）。
（研修企画課の所掌事務）
第二百条　研修企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一・二　同上］
三　研修を受けるため統計研究研修所に入所する者（以下この号、第二百二条並びに第二百五条第三項及び第四項において「研修生」という。）の入所、退所及び修業その他研修生の身分の取扱いに関すること。
［四・五　同上］
［新設］
（新規情報活用技術研究官の職務）
第二百一条　新規情報活用技術研究官は、統計の作成に必要な多様かつ大量の情報、行政記録情報（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第十項に規定する行政記録情報をいう。）その他の情報の適正かつ効果的な活用に関する技術の調査及び研究に当たる。